

第2次生物多様性かつしか戦略実行計画

2023（令和5）年度～2031（令和13）年度



～ 生きものがすめない環境は人もすめない ～



この計画の推進に関連する主なSDGsのゴール



葛飾区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



表紙の写真

- ① 水田体験事業（区立花の木小学校）
- ② かつしかっ子探検隊（江戸川）
- ③ 水元さくら堤のフジバカマ（区自然保護区域）
- ④ メダカ（在来種・希少種）
- ⑤ 大場川中州（区自然保護区域）

第2次生物多様性かつしか戦略実行計画の策定に当たって

葛飾区は荒川、中川、江戸川など多くの河川に囲まれ、中川親水テラスなど水辺を生かしたまちづくりを進めています。また、都市化が進む中でも水元公園や堀切菖蒲園など自然豊かな場所が数多く残っており、区内では珍しい動植物が生息する地域でもあります。これらの自然環境は区民の皆様の日常生活に憩いや安らぎなどを与えてくれる本区の大変貴重な財産です。この恵まれた自然環境を大切に守りつつ、未来へつなげていかなければなりません。

そのため、本区では令和3年に策定した基本構想において将来像を「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く暮らしやすいまち・葛飾」と掲げ、環境面の推進に向け令和4年に「第3次葛飾区環境基本計画」を策定しました。この基本計画の中に「第2次生物多様性かつしか戦略」というものがあります。この戦略は、「貴重な自然環境の保全・再生」「在来種の保護」「生物多様性に関する情報収集・普及啓発」及び「自然環境を守り、育てる担い手の育成」という4つの取組を掲げています。この取組をより具体化したものが、今回策定しました「第2次生物多様性かつしか戦略実行計画」になります。

本実行計画の策定に当たっては、本区の生態系や自然環境に詳しい葛飾区生物多様性推進協議会の皆様と、現在の課題や未来に向けた取組など様々な検討を重ねてきました。そして、水元小合溜や「カンタンの里」などの保全、外来種の駆除といった個別施策について、活動内容や担い手の明確化、2031年までのロードマップの作成などを行いました。

今後も本区は、本実行計画に基づき区民や関係団体、民間企業の皆様と連携・協働し、今ある自然を大切に守り育てる取組を進めるとともに、情報発信や担い手の育成などを推進してまいります。

最後になりますが、実行計画の策定に当たり、「第2次生物多様性かつしか戦略実行計画策定委員会」において、長きにわたり議論を重ね、貴重なご意見をいただきました策定委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

2023（令和5）年6月

葛飾区長 青木克徳



葛飾区の生物多様性保全：人と自然の共生社会をめざして

葛飾区は 23 区の中でも屈指の自然環境を抱えた貴重な地域で、それを構成する多様な動植物が私たちの生活を豊かにしています。しかし、近年の環境悪化、気候変動、外来生物の侵入など、そこに育む生物はさまざまな脅威にさらされています。これらの問題は私たちの未来にとっても深刻な懸念事項です。

「生きものがすめない環境は人もすめない」という本書の副題には、生物多様性の大切さを示す重要なメッセージが込められています。自然の恵みは人々の生活に欠かせない資源をもたらしますが、同時に私たちはこれらの資源を守り、維持する必要もあります。子や孫、さらにはその先の世代も穏やかに過ごせるように、葛飾区に生きる在来の動植物の生息地を保全し、生態系のバランスを取ることに、それには環境教育を通じて市民の意識を高めること、そして環境を考えた持続可能な社会に取り組むことが望まれます。

「第2次生物多様性かつしか戦略実行計画」はそのための道筋となるもので、普段から環境保全活動や環境教育に携わる葛飾区民によって作成されました。行政や環境コンサルタント等が主導せずに策定された国内でも類をみないものです。私たちの暮らしを守り、より良い環境を残すために、区民自らが生物多様性保全に配慮した行動を積極的に始めることで、人と自然が調和した共生社会を築くことができ、やがては葛飾区民の奮励が世界の模範として発信される日が訪れることでしょう。



策定委員（学識経験者） 東京大学総合研究博物館 講師 矢後 勝也

地域の自然は地域が育て・地域の自然はみんなで楽しむ

第2次生物多様性かつしか戦略実行計画は、葛飾区環境課自然環境係が事務局を務め、関係各課、学識経験者、葛飾区生物多様性推進協議会の区民会員等の意見を反映し、自分たちの街の自然をどう守り、育てるかを考えて作った手づくりの計画です。この計画の実行が、葛飾区の自然がより身近で、楽しく、利用できる自然に育ち、区民にも都民にも遠来の人たちにも、安らぎと賑わいをもたらす資源になることを期待しています。



策定委員（座長） 赤澤 豊

目 次

第1章 「第2次生物多様性かつしか戦略実行計画」の概要	1
1. 策定経緯	1
2. 対象地域	1
3. 対象期間	1
4. 実行計画と環境法令等	2
5. 実行計画の位置づけ	3
6. 実行計画とSDGsの関係	4
第2章 実施計画4つの具体的取組	6
取組1：貴重な自然環境の保全・再生	6
個別施策1 自然環境の保全・再生区域の指定	6
個別施策2 水元小合溜の自然環境の保全	10
個別施策3 葛飾あらかわ水辺公園の再整備	14
個別施策4 「カンタンの里」の保全	17
取組2：在来種の保護	20
個別施策1 葛飾区生物リストの整備	20
個別施策2 在来種・希少種の保全	22
個別施策3 外来種の駆除	26
取組3：生物多様性に関する情報収集・普及啓発	30
個別施策1 情報収集・情報発信	30
個別施策2 普及啓発活動	34
個別施策3 かつしか生きものトランプ部会による普及啓発活動	36
個別施策4 小さな水田普及啓発部会による活動	38
個別施策5 生きもの調査部による普及啓発活動	40
取組4：自然環境を守り、育てる担い手の育成	42
個別施策1 自然環境保全の担い手の育成の活動	42
個別施策2 自然環境保全の担い手の育成の制度の整備	45
第3章 実行計画の推進	47
1. 実行計画の推進体制	47
2. 進捗管理	47
資料編	
計画策定の経過	49
第2次生物多様性かつしか戦略実行計画策定委員会 委員名簿	51
かつしか生きものマップ	52

第1章 「第2次生物多様性かつしか戦略実行計画」の概要

1. 策定経緯

「第2次生物多様性かつしか戦略実行計画」は、2022（令和4）年3月に策定した「第2次生物多様性かつしか戦略」で定めた取組を実行するための計画です。

我が国では、2008（平成20）年に生物多様性基本法が成立し、生物多様性国家戦略が定められました。同法では、地方公共団体は、生物多様性地域戦略を定めるように努めなければならないと規定しています。

葛飾区は、これを受け、2012（平成24）年11月に生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の方向性を示す計画として「生物多様性かつしか戦略」（第1次）を策定し、区民、市民活動団体、事業者、行政等が協働で計画を推進する組織として、「葛飾区生物多様性推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置しました。



（豊かな水と緑の水元小合溜）

また、区の良い環境を将来にわたり引き継ぐことを目的として、総合的・計画的に環境施策を推進するため、2022（令和4）年に、「第3次葛飾区環境基本計画」（以下、「環境基本計画」という。）を策定しました。

環境基本計画では、望ましい将来像として「みんなでつくる 人や自然にやさしく持続可能なまち かつしか」を掲げ、施策の展開として、「基本目標4 多様な生きものとの共生」の「基本施策10 生物多様性の保全」において、「第2次生物多様性かつしか戦略」を策定しています。第2次生物多様性かつしか戦略実行計画（以下、「実行計画」という。）は、「第2次生物多様性かつしか戦略」の基本施策に掲げる「貴重な自然環境の保全・再生」、「在来種の保護」、「生物多様性に関する情報収集・普及啓発」、「自然環境を守り、育てる担い手の育成」の4つの取組を実行するための計画となります。

2. 対象地域

対象地域は、葛飾区全域（水元公園を含む）とします。

3. 対象期間

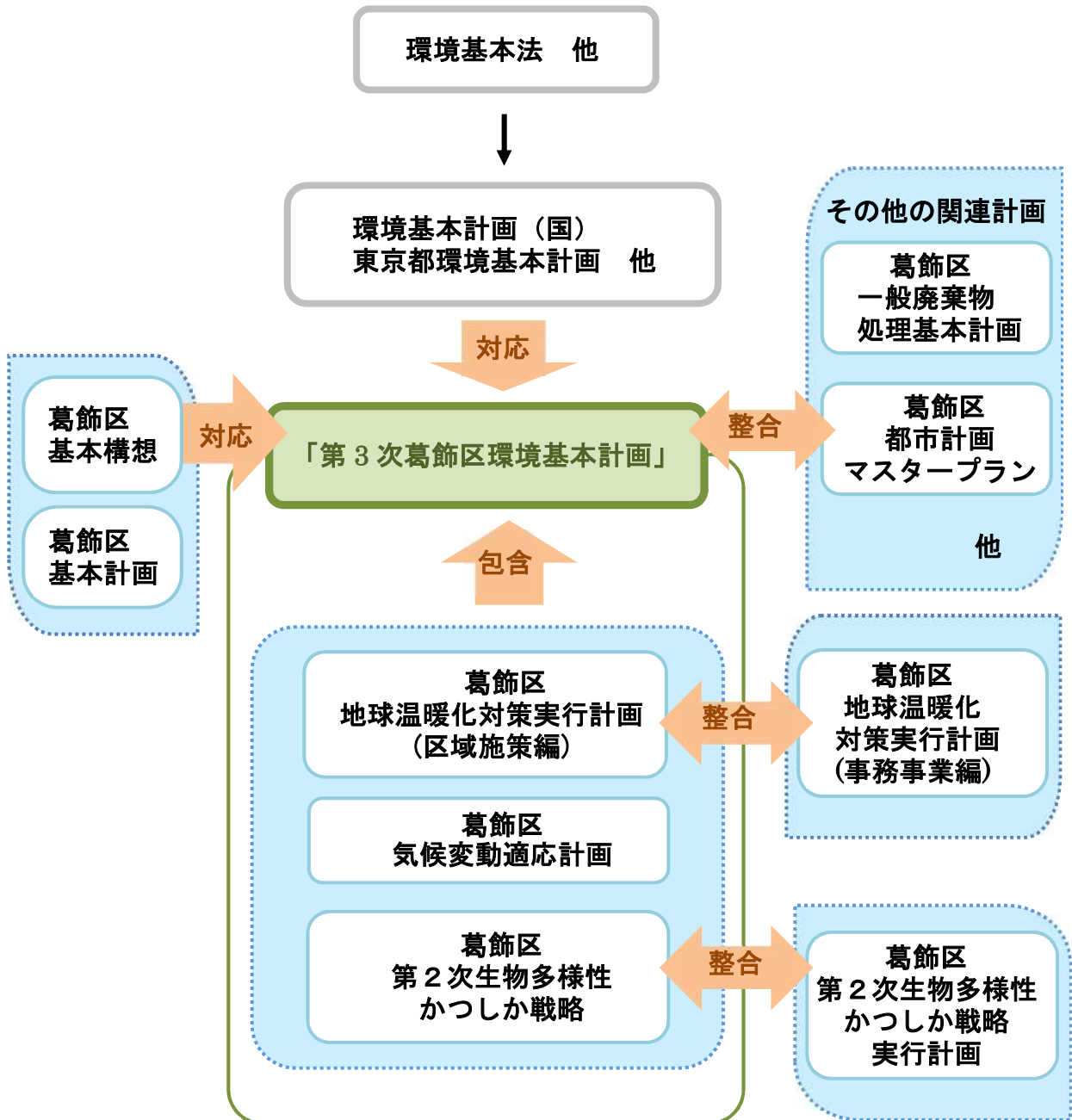
対象期間は、2023（令和5）年度から2031（令和13）年度までの9年間とします。

また、環境基本計画の「概ね5年間で見直しを行うこと」を踏まえ、2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間の前期と2027（令和9）年度から2031（令和13）年度までの5年間の後期の2期に区分し、実行計画を策定しています。

4. 実行計画と環境法令等

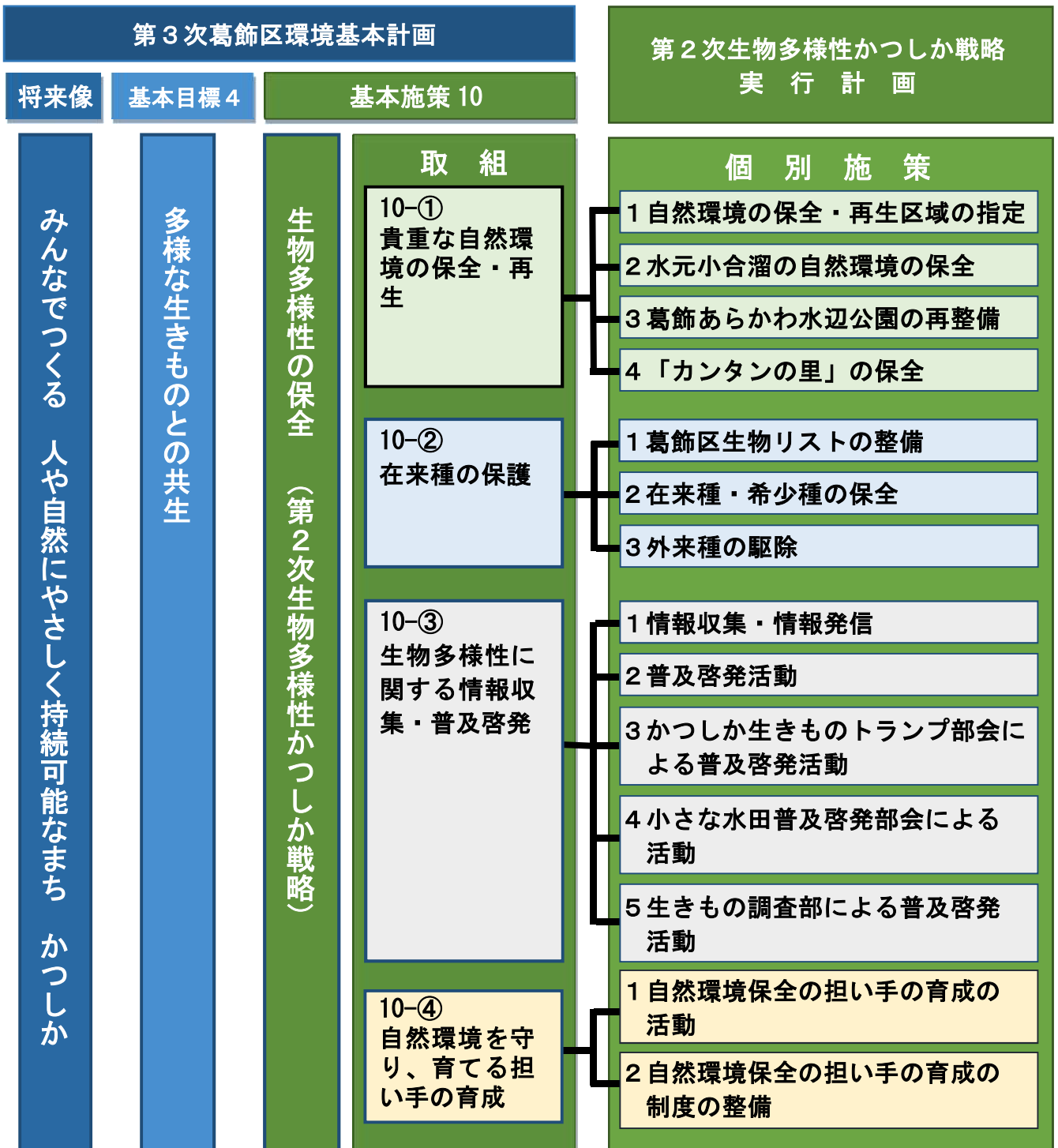
環境基本計画は、葛飾区基本構想、葛飾区基本計画を受けて作成されました。

環境基本計画には、第2次生物多様性かつしか戦略の他、葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や葛飾区気候変動適応計画が含まれています。



5. 実行計画の位置づけ

「第2次生物多様性かつしか戦略」は、環境基本計画の「基本目標4」の「基本施策10 生物多様性の保全」として策定され、「貴重な自然環境の保全・再生」、「在来種の保護」、「生物多様性に関する情報収集・普及啓発」、「自然環境を守り、育てる担い手の育成」の4つの取組が示されています。本実行計画は、4つの取組を実現するための14の個別施策で構成されています。



6. 実行計画とSDGsの関係

持続可能な開発目標（SDGs）には17のゴールと169のターゲットが設定されています。本実行計画に関連する4つのゴールと各ゴールの主なターゲットを以下に示します。

※ 外務省の「SDGグローバル指標（SDG Indicators）」より作成しました。
実行計画と関係するターゲットを抜粋しているため番号は連番になっていません。

目標6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。

目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。

目標15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
- 15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020年までに生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



- 17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

本実行計画の各取組の個別施策と持続可能な開発目標（SDGs）17ゴール

※個別施策と該当するSDGsのゴールを●で示します。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS		6 安全な水とトイレを世界中に	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
取組 1：貴重な自然環境の保全・再生					
個別施策 1	自然環境の保全・再生区域の指定		●	●	●
個別施策 2	水元小合溜の自然環境の保全	●	●	●	●
個別施策 3	葛飾あらかわ水辺公園の再整備	●	●	●	●
個別施策 4	「カンタンの里」の保全		●	●	●
取組 2：在来種の保護					
個別施策 1	葛飾区生物リストの整備		●	●	●
個別施策 2	在来種・希少種の保全		●	●	●
個別施策 3	外来種の駆除		●	●	●
取組 3：生物多様性に関する情報収集・普及啓発					
個別施策 1	情報収集・情報発信		●	●	●
個別施策 2	普及啓発活動		●	●	●
個別施策 3	かつしか生きものトランプ部会による普及啓発活動		●	●	●
個別施策 4	小さな水田普及啓発部会による活動		●	●	●
個別施策 5	生きもの調査部による普及啓発活動		●	●	●
取組 4：自然環境を守り、育てる担い手の育成					
個別施策 1	自然環境保全の担い手の育成の活動	●	●	●	●
個別施策 2	自然環境保全の担い手の育成の制度の整備	●	●	●	●

第2章 実施計画4つの具体的取組

取組1：貴重な自然環境の保全・再生

将来像（望ましい姿）

葛飾区には、荒川や江戸川、その河川敷や都立水元公園等、多くの生きものが生息・生育する自然が残っている場所があります。それらは、身近な自然として重要なものであり、守り続けていく必要があります。

豊かな自然環境の自然保護区域や自然再生区域において自然環境が引き続き保全されています。また、都立水元公園等の身近な自然が保全され、区民に親しまれ続けています。

区民が豊かな自然環境を親しみ、味わい、集い、地域コミュニティが形成されています。

取組1：貴重な自然環境の保全・再生の目標

自然保護区域等	前期末で「カンタンの里」、後期末で「カンタンの里」以外の指定地域を検討し指定します
自然共生サイト	後期末までに対象地域を検討し指定します（※）

個別施策1 自然環境の保全・再生区域の指定

自然環境の豊かな地域を自然保護区域等に指定します。

（1）自然環境の保全・再生の現状と課題

自然環境の豊かな地域を保全するため、国や東京都が自然環境保全地域に指定する条件を満たしていない地域を葛飾区自然保護要綱により自然保護区域に指定しています。また、都市化に伴い生態系が損なわれた地域を葛飾区自然環境再生区域指定要綱により自然再生区域に指定し、自然環境の保全や再生を進めています（以下、「自然保護区域」と「自然再生区域」を「自然保護区域等」という。）。

自然保護区域等以外でも区内には豊かな自然環境が残っています。自然に親しめ、自然体験や環境学習に利用している地域として、水元小合溜や江戸川・新八水路、区立公園内の「カンタンの里」等があります。

これらの地域については、自然保護区域等の指定を検討します。

自然保護区域の「水元さくら堤」では、フジバカマが生育し、「大場川中州」では、カワセミ、アベハゼ等の東京都レッドリストの記載種が確認されています。

※ 「自然共生サイト」とは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のことです。

認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECD」（生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域）として国際データベースに登録されます。

一方、古隅田川や葛飾あらかわ水辺公園等の水辺では、カダヤシやアカミミガメ等の外来種が確認され、豊かな自然環境への影響が懸念されています。

(2) 現状の主な活動

1. 自然保護区域等の指定状況
<ul style="list-style-type: none"> ● 葛飾区自然保護要綱により、水元さくら堤、大場川中州の2か所を自然保護区域に指定しています。 ◇環境課 ● 葛飾区自然環境再生区域指定要綱により、古隅田川、曳舟川（四つ木地区）、曳舟川（亀有、白鳥、お花茶屋地区）、曳舟川（宝町、四つ木五丁目地区）、葛飾あらかわ水辺公園、西水元水辺の公園の6か所を自然再生区域に指定しています。 ◇環境課
2. 自然保護区域等における環境管理（継続実施）
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然保護区域等では、除草、草刈、清掃等の自然環境の管理を行っています。 自然保護区域等における環境管理は、今後も継続して実施します（以下、「継続実施」という。）。 ◇環境課、道路補修課、公園課
3. その他の活動（継続実施）
<ul style="list-style-type: none"> ● 古隅田川等で水辺環境調査を実施しています（継続実施）。 ◇環境課 □取組3 個別施策1（P.30） ● 自然環境再生区域の水域や江戸川・新八水路等は、市民参加型イベントに利用しています。 ◇環境課、公園課、区民、市民活動団体、国土交通省江戸川河川事務所 他自治体

◇：活動の主体 □：関連活動

(3) 今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

1. 自然保護区域等の指定の検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな自然環境を有する水元小合溜について、自然保護区域、または、自然再生区域の指定を検討します。 ◇環境課、公園課 ● 自然体験や環境学習に利用されている江戸川・新八水路について、自然再生区域の指定を検討します。 ◇環境課、公園課

2. 自然共生サイト（OECM）の申請の検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな自然環境を有する自然保護区域等の地域について、自然共生サイト（OECM）の申請を検討します。 ◇環境課、公園課
3. 江戸川・新八水路における自然環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な自然環境を復元するため、水交換の底質環境の改善を検討し、可能な工法から実施します。 ◇環境課、公園課、市民活動団体、区民、国土交通省江戸川河川事務所、他自治体（東京都、千葉県）
4. 他の個別施策に記載した活動（当該施策のページを御覧ください。）
<ul style="list-style-type: none"> ● 区立公園において新規の「カンタンの里」の指定を検討します。 ◇環境課、公園課 □取組1 個別施策4（P.17）

◇：活動の主体 □：関連活動

（4）各主体が行う活動

主な活動	区民	団体 ※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
1. 自然保護区域等の指定						○
2. 自然共生サイト（OECM）の検討						○
3. 江戸川・新八水路における自然環境の保全	○	○		○	※2	○

※1 「団体」は、市民活動団体を示します。

※2 「他自治体」は、東京都、千葉県が想定されます。

（5）各活動のロードマップ（R：令和年度 後期：R9～13年度）

活動	R5	R6	R7	R8	後期
1. 自然保護区域等の指定		+	+	○	◎
2. 自然共生サイト（OECM）の検討			+	○	◎
3. 江戸川・新八水路における自然環境の保全			+	○	◎

凡例 +：準備・調整等 ○：検討・調査・設計等 ◎：実施・運営・管理・工事等

《自然保護区域》



(自然保護区域 大場川中州)



(自然保護区域 水元さくら堤)

《自然再生区域》



(古隅田川)



(曳舟川 (四つ木めだかの小道))



(曳舟川 (亀有、白鳥、お花茶屋地区))



(曳舟川 (宝町、四つ木五丁目地区))



(葛飾あらかわ水辺公園)



(西水元水辺の公園)

取組 1：貴重な自然環境の保全・再生

個別施策 2 水元小合溜の自然環境の保全

自然保護区域や自然共生サイト等への指定及び連絡会の設置を目指します。

(1) 水元小合溜の現状と課題

水元小合溜は、本区北東部に位置し、面積約 25.5ha で、公園課が管理する準用河川です。都立水元公園と埼玉県立みさと公園（埼玉県三郷市）、大場川に隣接し、都立水元公園は、都内で唯一水郷景観を持つ 23 区最大規模の公園として知られ、アサザやオニバス等の貴重な植物が生育しています。

水元小合溜は、約 300 年前に洪水対策と農業用水の確保を目的に、技術者の井沢弥惣兵衛が造成しました。現在は、主にレクリエーションの場所として利用されています。また、コアジサシやカワセミ等の貴重な鳥類が生息し、豊かな生態系を有することから、平成 28 年には環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に指定されました。都内にありながら区民の貴重な財産・憩いの場となっています。

一方、水元小合溜は、古利根川を堰き止めて造られたため、水が滞留しやすく、富栄養化によるヒシ類等の異常繁茂が確認されるなど、水質の改善が大きな課題となっています。また、近年は、カミツキガメやアカミミガメ等の特定外来生物の生息が確認されており、在来種への影響が懸念されています。広大な水元小合溜の自然環境を保全するためには、隣接する東京都や埼玉県、埼玉県三郷市等との連携が不可欠です。



(かつしか郷土かるた)

(2) 現状の主な活動

1. 河川環境改善計画に基づく水質浄化事業（継続実施）

- 昭和 30 年代の豊かな水辺環境の回復を目的に、平成元年に「水元小合溜水質浄化対策事業(カムバックかわせみ作戦)」を開始しました。
- 平成 30 年には河川環境改善計画を策定し、水質浄化のための新たな施設を稼働させており、ヒシ類等の異常繁茂の原因であるリンの水元小合溜への流入を減少させています。また、令和 4 年度には処理水の安定的な確保のため、中川から大場川に取水源の切り替えを行いました。

◇公園課

2. 水元小合溜の水辺環境の保全活動（継続実施）
<ul style="list-style-type: none"> ● 除草、草刈、清掃等の自然環境の管理を行っています。 ◇環境課、道路補修課、公園課
3. 外来種の駆除活動（継続実施）
<ul style="list-style-type: none"> ● 水元小合溜において、カミツキガメやアカミミガメ等の外来種の駆除を行っています。 ◇公園課 □取組 2 個別施策 3 (P. 26) ● 水元小合溜に隣接する都立水元公園の池で、市民参加型イベントとしてブルーギルやアメリカザリガニ等の外来種の駆除を行っています。 ◇ボランティア・センター（※）、協議会（協力） □取組 2 個別施策 3 (P. 26)
4. 普及啓発活動（継続実施）
<ul style="list-style-type: none"> ● 水元かわせみの里の自然学習講座において、水元小合溜に関する自然環境の保全に関する普及啓発活動を行っています。 ● 広報紙や公式ホームページ等へ水元小合溜に関する市民参加型イベント等を積極的に掲載し、区民への周知及び利用促進を行います。 ◇環境課 □取組 3 個別施策 2 (P. 34)

◇：活動の主体 □：関連活動

※：葛飾区社会福祉協議会ボランティア・地域貢献活動センター

コ ラ ム

外来種と特定外来生物

外来種とは、それまでいなかった地域に人の活動により入ってきた生物のことを言います。アメリカザリガニのように、意図的に日本に持ち込まれた外来種もいれば、ヒアリののように意図せずに入ってきた外来種もあります。外来種は、生態系や人間の生活に様々な影響を及ぼします。

特定外来生物とは、明治時代以降に海外から持ち込まれた外来種のうち、特に生態系や人間に悪影響を及ぼす可能性のある生物を「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（通称「外来生物法」という。）」により指定された外来種です。

特定外来生物は、生きたままの運搬や飼育・栽培、野外に放つことが禁止されており、アライグマやブルーギルがこれに該当します。外来生物法に違反すると、個人では3年以下の懲役、または、300万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

条件付特定外来生物とは、野外に放つことのみが禁止され、令和5年6月1日にアメリカザリガニとアカミミガメの2種が指定されました。

(3) 今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

1. 水域環境保全の連絡会の設置
<ul style="list-style-type: none"> ● 水元小合溜に関連する東京都や埼玉県、埼玉県三郷市との連携を図り、小合溜の自然環境を保全するため、連絡会「(仮称)水元小合溜水域環境保全連絡会」を設置し、管理方針や管理方法等を検討します。 ◇環境課、公園課、協議会、東京都、埼玉県三郷市
2. 他の個別施策に記載した活動（当該施策のページを御覧ください。）
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然保護区域等の指定：取組1 個別施策1（P.6） ● 自然共生サイト（OECM）の検討：取組1 個別施策1（P.6） ● 外来種の駆除：取組2 個別施策3（P.26）

◇：活動の主体 □：関連活動

(4) 各主体が行う活動

主な活動	区民	団体 ※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
1. 水域環境保全の連絡会の設置		○		○	○	○
2. 自然保護区域等の指定（P.6参照：再掲）						○
3. 自然共生サイトの検討（P.6参照：再掲）					※2	○

※1 「団体」は市民活動団体を示します。

※2 自然共生サイトの指定範囲は、隣接する環境を含む場合がある。

(5) 各活動のロードマップ（R：元号の令和 後期：R9～13年度）

活 動	R5	R6	R7	R8	後期
1. 水域環境保全の連絡会の設置			+	○	◎
2. 自然保護区域等の指定（P.6再掲）			+	○	◎
3. 自然共生サイトの検討（P.6再掲）			+	○	◎

凡例 +：準備・調整等 ○：検討・調査・設計等 ◎：実施・運営・管理・工事等

コ ラ ム

水元小合溜の昔の姿は？

広い水面が続く水元小合溜ですが、かつてはどんな姿だったのでしょうか。昭和30年代のある写真では、釣り人が竿を出す先にヨシ原が広がっており、また水に飛び込む子ども達の傍にヨシが群生している写真もあります。そう、かつて水元小合溜は、多くのヨシに囲まれていました。これは複数の調査データでも確認できます。水元小合溜のかつての姿は、今の水元公園のバードサンクチュアリーにてうかがうことができます。

《水元小合溜》



(都立水元公園と水元小合溜南側)



(都立水元公園と水元小合溜北側)



(水元小合溜とバードサンクチュアリー)



(水元小合溜と水元大橋)

《昔の水元小合溜》



《隣接する都立水元公園》



取組 1：貴重な自然環境の保全・再生

個別施策 3 葛飾あらかわ水辺公園の再整備

豊かな自然を楽しめ、人々が集い、賑わいのある公園として整備します。

(1) 葛飾あらかわ水辺公園の現状と課題

葛飾あらかわ水辺公園は、本区の南西端に位置し、中川と荒川に挟まれた約 65,000 m²に4つのゾーン（水辺ゾーン、生物ゾーン、広場ゾーン、湿地ゾーン）が設置されています。平成 12 年度に「生き物とふれあえる公園づくり」をテーマとして、「水辺の生物生息空間を創り、貴重な水生植物等を保全し、自然生態系の観察等、環境学習の場として活用」する目的で整備されました。葛飾あらかわ水辺公園は、自然再生区域に指定されています。

葛飾あらかわ水辺公園では、クロベンケイガニやテナガエビ、タコノアシやミゾコウジュといった東京都レッドリスト掲載種が確認されるなど、希少な動植物が生息・生育しています。一方でカダヤシやアメリカザリガニ等の外来種も確認されており、希少な動植物への影響が懸念されています。

なお、葛飾あらかわ水辺公園は、設置後 20 年以上経過し、施設の老朽化や公園利用環境の悪化等が確認されたことから、再整備を実施することとなり、令和 2 年度に

「葛飾あらかわ水辺公園再整備基本構想」を作成しました。令和 4 年度からは、本区関係各課及び関係団体、区民等を集め、ワークショップ形式で再整備に向けた検討会を行っています。



現状の葛飾あらかわ水辺公園

(2) 現状の主な活動

1. 葛飾あらかわ水辺公園再整備事業

- 令和 2 年度に「葛飾あらかわ水辺公園再整備基本構想」を策定し、令和 4 年度より関係団体や区民等が参加しワークショップ形式で再整備に向けた検討を行っています。

◇環境課、公園課、協議会

2. 水辺環境調査の実施（継続実施）

- 魚類や植物等について定期的に継続して調査を行っています。

◇環境課

3. 保全活動の実施（継続実施）
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然再生区域としての環境を保全するため、除草、草刈、清掃等を行っています。 ◇公園課
4. 環境イベントの実施
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちを対象に自然環境学習講座を実施しています。 ◇環境課

◇：活動の主体 □：関連活動

（3）今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

1. 葛飾あらかわ水辺公園再整備事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5～6年度は、ワークショップとともに公園でやってみたいことを実験、検証し、自然環境の保全に対する意見をくみ取った上で、基本計画を策定します。令和7年度からは基本計画をもとに公園の設計と工事を行う予定で、葛飾あらかわ水辺公園再整備事業を進めます。 ◇環境課、公園課、区民、市民活動団体、事業者、協議会
2. 環境イベントの拡大（拡大実施）
<ul style="list-style-type: none"> ● 再整備の進展に合わせ、自然環境学習講座等の環境イベントを含むスポーツや娯楽等の各種イベントを開催し、区民や区外の利用者の拡大を促進します。 ● 外来種の駆除等の活動についても、多くのボランティアが関われるようにイベントとして開催することを検討します。 ◇環境課、公園課、区民、市民活動団体

◇：活動の主体 □：関連活動

（4）各主体が行う活動

主な活動	区民	団体 ※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
1. 葛飾あらかわ水辺公園再整備事業	○	○	○	○		○
2. 環境イベントの拡大（拡大実施）	○	○				○

※1 「団体」は市民活動団体を示します。

（5）各活動のロードマップ（R：元号の令和 後期：R9～13年度）

活 動	R 5	R 6	R 7	R 8	後期
1. 葛飾あらかわ水辺公園再整備事業	○	○	○	○	◎
2. 環境イベントの拡大（拡大実施）				+	◎

凡例 +：準備・調整等 ○：検討・調査・設計等 ◎：実施・運営・管理・工事等

《葛飾あらかわ水辺公園》



(広場ゾーン)



(生物ゾーン)



(湿地ゾーン)



(水辺ゾーン)

コラム

葛飾あらかわ水辺公園は、現在、再整備に向けた検討を進めています

最近の葛飾あらかわ水辺公園は、施設の老朽化や公園利用環境の悪化などにより利用者は少なく、また見通しなど防犯上の課題があることから、子どもたちも近寄り難いものとなっています。

再整備の検討では、ワークショップを通じて河川敷の立地条件を活かした施設による人々の賑わいととも、多くの自然環境体験・学習の機会や生態系の保全が両立し、かつ安心して利用や活動がしやすいマネジメントの仕組みなど、魅力的な活用方法を検討しています。

取組1：貴重な自然環境の保全・再生

個別施策4 「カンタンの里」の保全

秋に鳴く虫を楽しめる「カンタンの里」の指定と保全を行います。

(1) 「カンタンの里」の現状と課題

カンタンは、良い声で鳴く虫の代表格で、かつては区内のあちこちに生息していました。しかし、都市化の進行により、今では区内の数か所でしか鳴き声を聞くことができません。

本区では、青戸公団住宅の建替えに際し、同地内に生息していたカンタンを保全するため、平成5年に青戸平和公園に「カンタンの生息地」を設けました。ここでカンタンを確認したことから、同年に青戸平和公園、西亀有せせらぎ公園、水元スポーツセンター公園、北沼公園、新小岩公園の5か所の区立公園に「カンタンの里」を設置しました。

令和3年には、奥戸一丁目鬼塚公園（以下、「鬼塚公園」という。）にカンタンの里を設置しました。「カンタンの里」は、カンタンが生息できる環境を維持・創出することで、様々な生きものが生息・生育できるビオトープとなることを目指しています。

「カンタンの里」の管理や「カンタンと秋に鳴く虫を聴く会」等のイベントは、毎年、区民を対象に募集し、応募した「カンタンボランティア」が行っています。

こうした取組にも関わらず、近年では、カンタンの鳴き声が聞けない「カンタンの里」があるなど、「カンタンの里」の環境の維持に課題が生じています。

コラム

カンタンとは

「鳴く虫の女王」といわれるコオロギに近い仲間です。体長11～12 mmで細長く、うすい黄色を帯びていて、半透明の翅（はね）と長い触角を持ちます。ヨモギやクズ等が生えた草地に生息し、それらの葉を食べる他、アブラムシも好んで食べます。

8月から11月にかけて、オスは翅をこすり合わせて「ルルル・・・」とやわらかく美しい声で鳴きます。



（カンタン）

(2) 現状の主な活動

1. 「カンタンの里」の設置
<ul style="list-style-type: none">● 令和3年度に、鬼塚公園に「カンタンの里」を設置しました。平成5年に設置した青戸平和公園、西亀有せせらぎ公園、水元スポーツセンター公園、北沼公園、新小岩公園を合わせ、「カンタンの里」は、6か所になりました。 ◇環境課、公園課
2. カンタンボランティアによる管理（継続実施）
<ul style="list-style-type: none">● 毎年カンタンボランティアを募集し、「カンタンの里」の植生管理等を実施しています。新設の鬼塚公園では、「カンタンの里」にハギやフヨウ等を植栽しました。● 「カンタンの里」で「カンタンと秋に鳴く虫を聴く会」を実施しました。 ◇市民活動団体、環境課、公園課● 令和4年度からカンタンボランティアを対象に協議会による学習会を実施し、保全活動に必要な知識や技術を学びました。 ◇市民活動団体、協議会

◇：活動の主体 □：関連活動

(3) 今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

1. 新規設置及び自然保護区域等の指定
<ul style="list-style-type: none">● 区立公園において、一定の条件を満たす区域を「カンタンの里」として指定します。● 「カンタンの里」について、自然再生区域の指定を検討します。 □関連活動：取組1 個別施策1 ◇環境課、公園課
2. 管理目標及び管理方法の確立
<ul style="list-style-type: none">● 各「カンタンの里」の目指すべき姿である、管理目標を決定します。公園により周辺の植生や面積、公園管理の方針が異なることから、これらに合わせて管理目標を決定します。● カンタンが生息できる環境を維持・創出するための管理方法を確立します。鬼塚公園で実施した管理方法の結果を踏まえ、管理方法を確立し、その他の「カンタンの里」に適用します。 ◇環境課、公園課、市民活動団体、協議会

◇：活動の主体 □：関連活動

(4) 各主体が行う活動

主な活動	区民	団体 ※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
新規設置及び自然保護区域等の指定						○
管理目標及び管理方法の確立		○		○		○

※1 「団体」は市民活動団体を示します。

(5) 各活動のロードマップ (R:令和年度 後期: R9~13年度)

活 動	R 5	R 6	R 7	R 8	後期
新規設置及び自然保護区域等の指定		+	+	○	◎
管理目標及び管理方法の確立	+	+	○	◎	◎

凡例 +:準備・調整等 ○:検討・調査・設計等 ◎:実施・運営・管理・工事等

《カンタンの里》



(青戸平和公園)



(西亀有せせらぎ公園)



(水元スポーツセンター公園)



(北沼公園)



(新小岩公園)



(奥戸一丁目鬼塚公園)

取組 2：在来種の保護

将来像（望ましい姿）

区内に生息・生育している生物がリストアップされており、コアジサシやフジバカマ等の希少な動植物が引き続き確認されています。特に希少な在来種については、行政や区民が協力し、里親制度等による保全活動が実施されています。

一方で外来種については、生息・生育地が把握され、特に在来種に対する影響が大きいと思われる特定外来生物等の外来種については、行政や区民、市民活動団体等の連携による被害防止の駆除活動が行われています。

取組 2：在来種の保護の目標

<里親制度による希少種の保全>

フジバカマ 前期末 10箇所 後期末 50箇所

メダカ 前期末 10箇所 後期末 50箇所

<外来種の駆除>

カミツキガメ 前期末 年間捕獲数 10個体以下

後期末 年間捕獲数 2年連続0個体



（メダカ）

個別施策 1 葛飾区生物リストの整備

葛飾区で確認されている希少種と外来種等の生物リストを作成します。

（1）葛飾区の生物リストの現状と課題

本区は、平成 22 年から 23 年にかけて、区内全域を対象に生きもの調査を実施し、1,900 種以上の生きものを確認しました。この調査結果を受け、「葛飾区生きものガイドブック-自然と生物多様性-」を平成 25 年に発行しました。また、水辺環境調査を定期的に行っており、区民に対して調査結果等の説明会を年 4 回行っています。さらに区民や市民活動団体等と連携し、定期的なモニタリング調査を実施しています。

今後も引き続きモニタリングを継続するとともに、これまで収集した情報を定期的に整理し、発表することにより、本区の自然特性を明らかにし、区内の生きものの生息・生育状況を把握します。

（2）現状の主な活動

1. 生物情報の収集・整理

- 国や東京都、本区等の行政機関や大学等の研究機関が実施した環境調査、自然環境レポーターや市民活動団体、協議会会員、区民等が確認した生物情報を収集し整理を行いました。
- 収集した情報は、「葛飾区生きものガイドブック」や「水辺のふるさとかつしか」等の発行物等を通して、区民に周知しています。

◇環境課

2. 生物リスト作成

- 生物多様性かつしか戦略の策定に際し、これまでの生物情報を整理し、「かつしかの生きもの」と「指標種」のリストを作成しました。

◇環境課

◇：活動の主体 □：関連活動

(3) 今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

1. 生物情報の収集・整理

- 区内全域の生物調査を行い、葛飾区の生物相を明らかにします。
- 行政機関や既存文献等、協議会会員、市民活動団体、区民等が所有する生物情報を収集し、整理します。
- 継続的に情報収集する体制や、整理方法を確立します。

◇環境課

2. 生物リスト作成

- 生物情報に基づき、希少種（保全すべき貴重な動植物）と外来種をとりまとめ、「(仮称)葛飾区的主要生物リスト」を作成します。
- 生物多様性かつしか戦略に記載されている「かつしかの生きもの」と「指標種」のリストを更新します。

◇環境課、協議会

◇：活動の主体 □：関連活動

(4) 各主体が行う活動

主な活動	区民	団体 ※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
生物情報の収集・整理	○	○		○		○
生物リスト作成		○		○		○

※1 「団体」は市民活動団体を示します。

(5) 各活動のロードマップ（R：元号の令和 後期：R9～13年度）

活 動	R 5	R 6	R 7	R 8	後期
生物情報の収集・整理（生物調査）	+	+	+	○	◎
生物情報の収集・整理（情報収集・整理当）	+	○	◎	◎	
生物リスト作成	+	○	○	○	◎

凡例 +：準備・調整等 ○：検討・調査・設計等 ◎：実施・運営・管理・工事等

取組 2 : 在来種の保護

個別施策 2 在来種・希少種の保全

里親制度を整備し、市民参加で在来種・希少種を保全します。

(1) 在来種・希少種の現状と課題

本区は複数の河川に囲まれており、水辺環境を利用する生きものを中心に、多くの在来種・希少種が生息・生育しています。広大な面積の水元小合溜と隣接する都立水元公園周辺には、オオタカ、コアジサシ等の鳥類やギンヤンマ等の昆虫類、モツゴ等の魚類、ニホンアマガエルやニホンアカガエル等の両生類、ニホンイシガメやニホンスッポン等の爬虫類等の希少な動物が生息し、また、都内で唯一確認されているオニバスが見られる他、アサザやタコノアシ等の希少な植物が生育しています。

こうした希少種を保全するため、例えば、フジバカマの生育地は、自然保護区域に指定しています。また、メダカは、区民の協力による里親制度により、個体数の増加が図られています。さらに、メダカの屋外での復活を目指し、水辺環境の整備や外来種の駆除活動等を実施しています。

しかし、現時点においてフジバカマの安定的な生育環境の維持管理方法やメダカの野生復帰の方法が確立していないため、今後は、里親制度を整備し、里親の拡大・強化や里親制度で増えた生物の野生復帰の方法について検討し、実施する必要があります。

(2) 現状の主な活動

1. 自然保護区域等における在来種・希少種の保全（継続実施）
<ul style="list-style-type: none">● 豊かな自然環境を有する自然保護区域等において、保全すべき希少種と範囲を設定し、除草、草刈、清掃等の保全活動を行っています。例えば、水元さくら堤では、フジバカマを保全するため、除草や清掃等の活動を行っています（生息域内保全）。 ◇環境課、道路補修課、公園課
2. 里親制度による在来種・希少種の保全
<ul style="list-style-type: none">● 区民ボランティアによる里親制度で、メダカの繁殖を行っています。なお、里親制度で増加したメダカについては、野外に放流しました。（生息域外保全）。 ◇環境課、区民（ボランティア）
3. 区民に対する普及啓発活動
<ul style="list-style-type: none">● 市民活動団体等による区民への資料提供、各種イベント（外来種駆除を含む）を行っています。 ◇環境課、区民 □取組 2 個別施策 3 外来種の駆除

◇：活動の主体 □：関連活動

(3) 今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

1. 里親制度の整備
<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝子攪乱など課題を整理し、市民参加型による里親制度「(仮称)かつしか自然里親制度」を整備します。 ◇環境課、東京都、協議会
2. 里親制度による在来種・希少種の保全
<ul style="list-style-type: none"> ● 里親制度により、希少種のフジバカマとメダカを保全します。 ● 里親制度により、葛飾区に生息しているメダカを保全します。 ◇環境課、区民 ● 葛飾区で発見された「東京めだか※」の保全方法について、関係機関と協議し、繁殖方法や里親制度の導入等について検討します。 ◇環境課、東京都、協議会
3. 区民に対する普及啓発活動
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動団体等と地域の環境に詳しい区民と協議会との連携により、希少種の保全についての普及啓発活動を行います。また、自然保護区等について理解を広げるため、見学会等を実施します。 ◇環境課、協議会、区民 □関連活動：取組2 個別施策3 外来種の駆除

◇：活動の主体 □：関連活動

※他の地域のメダカの血が混ざっていない“東京生まれ東京育ち”のミナミメダカを「東京めだか」とよんでいます（東京動物園協会ホームページより）。

(4) 各主体が行う活動

主な活動	区民	団体 ※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
1. 里親制度の整備	○					○
2. 里親制度による保全	○					○
	○					○
3. 「東京めだか」の保全方法の検討				○	○	○
4. 区民に対する普及啓発活動	○	○		○		○

※1 「団体」は市民活動団体を示します。

(5) 各活動のロードマップ (R:元号の令和 後期: R9~13年度)

活 動		R 5	R 6	R 7	R 8	後期
1. 里親制度の整備			+	○	○	◎
2. 里親制度による保全	フジバカマ		+	○	○	◎
	メダカ		+	+	○	◎
3. 「東京めだか」の保全方法の検討			+	+	○	◎
4. 区民に対する普及啓発活動		+	○	◎		

凡例 +:準備・調整等 ○:検討・調査・設計等 ◎:実施・運営・管理・工事等

《葛飾区に生息している在来種、希少種》



(アオサギ)



(カワセミ)



(メダカ)



(タヌキ)

《葛飾区に生息している在来種、希少種》



(アカガエル)



(カキツバタ)



(オニバス)



(アサザ)



(フジバカマ)



(ミゾコウジュ)

取組 2 : 在来種の保護

個別施策 3 外来種の駆除

生態系上位のカミツキガメ等の外来種を計画的に駆除します。

(1) 外来種の現状と課題

現在区内では、多くの外来種が確認されています。オオクチバス、ブルーギル、カミツキガメ、アカミミガメ、ウシガエル、アメリカザリガニ等の外来種の多くは、エサや生息・生育場所が在来種と競合するなど、在来種に大きな影響を及ぼしています。また、アライグマ、ハクビシン等の外来種は、家屋に浸入し糞尿で



(カミツキガメ)

汚してしまう、噛みつかれると大けがをするなど、人間に直接影響を及ぼす可能性があります。そのため本区では、特に生態系や人間への影響が大きいとされている「特定外来生物」を中心に、定期的に外来種の駆除活動を実施しています。また、区民の外来種に対する認識を高める目的で、ホームページや広報等を活用し外来種に関する情報を発信しています。

本区では、駆除活動等の外来種に対する対策を実施してきましたが、現時点で外来種を減らすことはできていません。また、新たな外来種が侵入してくる可能性もあり、これからも外来種に対する情報収集と駆除活動は継続する必要があります。さらに、これ以上、外来種を拡げたり新たな外来種が増えたりしないよう、情報発信を通じて、外来種に対する理解を高めることも続けていく必要があります。

(2) 現状の主な活動

1. 行政による外来種の捕獲、駆除（継続実施）

- 外来種に関する区民からの相談等に対応しています。
◇環境課、公園課
- 都立水元公園において、東京都と連携し、特定外来生物のアライグマ等の捕獲、駆除を行っています。
◇環境課、公園課、東京都公園協会水元公園サービスセンター

2. 市民参加型イベントによる外来種の駆除

- 自然再生区域や都立水元公園の池等で市民活動団体等によるイベントで外来種の駆除を行っています。
◇区民、協議会、ボランティア・センター（※）

3. 区民に対する外来種の周知・普及啓発

- ホームページ、広報かつしか等で区民に対する外来種の情報提供、注意喚起、周知等を行っています。
 - ◇環境課、公園課
- 都と連携し、区に未侵入の特定外来生物クビアカツヤカミキリの注意喚起の情報を区内小学校や幼稚園等にポスターで周知しています。
 - ◇環境課、東京都

◇：活動の主体 □：関連活動

※：葛飾区社会福祉協議会ボランティア・地域貢献活動センター

(3) 今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

1. 市民参加型イベントによる外来種の駆除

- 地域や場所を設定し、市民参加型イベントにより、ブルーギルやアメリカザリガニ等の外来種を駆除します。
 - ◇区民、協議会、ボランティア・センター（※）

2. 外来種の周知・普及啓発活動の推進

- 特定外来生物についての被害や侵入状況、防除方法等の普及啓発資料の配布や講演会等の活動を行います。
 - ◇環境課、協議会、区民
 - 取組3 個別施策2 (P.34)

◇：活動の主体 □：関連活動

※：葛飾区社会福祉協議会ボランティア・地域貢献活動センター

(4) 各主体が行う活動

主な活動	区民	団体 ※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
1. 市民参加型イベントによる外来種の駆除	○	○		○		○
2. 外来種の周知・普及啓発活動の推進	○	○		○	○	○

※1 「団体」は市民活動団体を示します。

(5) 各活動のロードマップ（R：元号の令和 後期：R9～13年度）

活動	R5	R6	R7	R8	後期
1. 市民参加型イベントによる外来種の駆除	◎				
2. 外来種の周知・普及啓発活動の推進	+	+	○	○	◎

凡例 +：準備・調整等 ○：検討・調査・設計等 ◎：実施・運営・管理・工事等

《区内の主な外来種》



(★マスカラット)



(ハクビシン)



(★アライグマ)



(★ブルーギル)



(★ウシガエル)



(☆アカミミガメ)



(★アレチウリ)



(☆アメリカザリガニ)

★…特定外来生物

☆…条件付特定外来生物

無印…外来生物法による指定なし

《区内のハクビシンとアライグマの駆除状況》

ハクビシン・アライグマに関する相談等件数

令和4年3月末現在

年度	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3
件数	141	186	189	167	174

箱ワナ設置件数・ハクビシン、アライグマ捕獲数・捕獲率

令和4年3月末現在

年度	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3
箱ワナ 設置件数	86 件	75 件	92 件	103 件	95 件
捕獲数	29 頭	22 頭	21 頭	29 頭	34 頭
捕獲率	34%	29%	23%	28%	36%

捕獲数内訳

令和4年3月末現在

年度	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3
ハクビシン	23 頭	16 頭	8 頭	14 頭	21 頭
アライグマ	3 頭	2 頭	13 頭	15 頭	13 頭
タヌキ	3 頭	4 頭	0 頭	0 頭	0 頭
総数	29 頭	22 頭	21 頭	29 頭	34 頭

取組3：生物多様性に関する情報収集・普及啓発

将来像（望ましい姿）

生きものの生息・生育に関する情報を収集し、整理、分析、公表することで、生物多様性の保全や生態系の再生・創出に役立っています。

収集した情報を区民、市民活動団体、事業者等に分かりやすく伝えることにより、生物多様性に対する意識が高まり、普及啓発に活かされています。

身近な自然を活用したイベントを通じて、区民の自然環境を大切にする意識が育っています。

取組3：生物多様性に関する情報収集・普及啓発の目標

「生きものトランプ」の出前授業の実施校	前期末 10校	後期末 15校
「水田と生物多様性」の出前授業の実施校	前期末 5校	後期末 10校
「生きもの調査」の出前授業の実施校	前期末 5校	後期末 10校

個別施策1 情報収集・情報発信

SNSやイベントを通じ、情報収集・情報発信を推進します。

(1) 情報収集と発信の現状と課題

自然環境の情報収集と発信は、区が実施する水辺環境調査や自然環境レポーターによる調査・報告により行われています。特に、情報発信は、公式ホームページやSNS、広報かつしか等の各種の広報手法や環境・緑化フェア等のイベントにより行われています。

収集・発信する環境情報には、区内の動植物の現状やイベント案内、外来種への注意喚起等があります。

水辺環境調査は、平成6年度から開始し、水質浄化に取り組んでいる綾瀬川や大場川中州をはじめ、区内の池や水路の水質、生物、周辺の自然環境等を年4回の頻度で、定期的、継続的に実施し、自然環境情報を蓄積しています。調査結果は、区ホームページに掲載するとともに、区民を対象に調査結果等の簡易な説明会を年4回行っています。令和4年現在で、全12か所の調査地点を年5か所のローテーションで調査しています。

(2) 現状の主な活動

1. 水辺環境の調査による情報収集・情報発信（継続実施）

- 水辺環境調査は、調査地点ごとに11項目を調査しています。
 - ・ 調査地点：大場川中州、古隅田川、曳舟川親水公園、西水元水辺の公園、葛飾あらかわ水辺公園、ごんぱち池、蓮光寺池、怪無池、綾瀬川、四つ木めだかの小道、江戸川・新八水路、新中川

・調査項目：水質、魚類、植物、野鳥、昆虫類・クモ類、哺乳類、爬虫類、両生類、水生昆虫、底生動物等、底質
調査結果は、説明会を開催し、公開しています。

◇環境課

□関連活動：取組１・個別施策１（P. 6）

2. 広報活動における情報収集と情報発信（継続実施）

- 葛飾区の公式ホームページや広報かつしか、Twitter、Facebook、LINE等のSNS等の広報手法やかわせみの里等の区の施設により、生物多様性に関する計画や施策、イベントの開催案内や開催報告、各種調査結果等の情報を発信しています。

◇環境課

3. 外来種に関する情報収集と情報発信（継続実施）

- 外来種に関する発見や被害の情報について、区民に提供のお願いを行っています。

◇環境課、公園課、区民、他

- オオキンケイギクやアメリカオニアザミ等の外来種は、在来種、希少種の脅威であり、生活環境にも影響を及ぼす恐れがあります。広報かつしかや区ホームページで情報発信し、区民に注意喚起をしています。

◇環境課

4. 自然環境レポーターによる情報収集・情報発信（継続実施）

- 自然環境レポーターは、区内全域を対象に身近な生きものの生息状況等を調査、報告し、自然環境の情報収集・情報発信の中心的な存在となっています。

季刊誌「水辺のふるさとかつしか」を発行しています。

冊子は、区のホームページや区立図書館等で閲覧できます。

◇区民（ボランティア）、環境課

□取組４・個別施策２（P. 45）

◇：活動の主体 □：関連活動

（3）今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

1. 広報活動における情報収集と情報発信の推進

- 公式ホームページやSNSを利用し、イベント等の活動案内より、活動報告、希少種や外来種の情報発信します。（継続実施）
- 生物多様性等の取組を水元かわせみの里等の区の施設を利用し、展示紹介等のSNS以外の方法で情報発信を行います。

◇環境課

2. 外来種に関する情報収集と情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ● 外来種の生息状況や侵入情報について、広く区民や近隣地域に情報共有を行います。 特に、クビアカツヤカミキリ等の本区に侵入していない外来種の情報 を東京都や他の自治体から収集し、情報発信します。 <p>◇環境課</p>
3. 自然環境レポーターによる情報収集・情報発信力の強化
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境レポーターによる自然環境の情報収集力・情報発信力の充実 を図り、公式ホームページやSNS等を活用し、季刊誌「水辺のふる さとかつしか」の情報発信を強化します。 <p>◇環境課、区民 □取組4・個別施策2（P.45）</p>

◇：活動の主体 □：関連活動

（4）各主体が行う活動

主な活動	区民	団体 ※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
1. 広報活動における情報収集と情報発信の 推進（区の施設の利用）				○		○
2. 外来種に関する情報収集と情報発信	○	○		○	○	○
3. 自然環境レポーターによる情報収集・ 情報発信力の強化	○			○		○

※1 「団体」は市民活動団体を示します。

（5）各活動のロードマップ（R：元号の令和 後期：R9～13年度）

活 動	R 5	R 6	R 7	R 8	後期
1. 広報活動における情報収集と情報発信 の推進（区の施設の利用）	+	+	○	◎	◎
2. 外来種に関する情報収集と情報発信	○	◎	◎	◎	◎
3. 自然環境レポーターによる情報収集・ 情報発信力の強化	+	+	○	◎	◎

凡例 +：準備・調整等 ○：検討・調査・設計等 ◎：実施・運営・管理・工事等

自然環境に関するお問合せ先

所掌事項	担当	連絡先
生物多様性かつしか戦略実行計画	葛飾区環境課自然環境係	03-5654-8237
区立公園	葛飾区公園課公園管理所	03-3694-2474
都立水元公園	水元公園サービスセンター	03-3607-8321
江戸川等の河川	国土交通省江戸川河川事務所	047-125-7311
水元小合溜	葛飾区公園課公園管理所	03-3694-2474
道路	葛飾区道路補修課道路保全事務所	03-5654-9590
街路樹	葛飾区道路補修課街路樹係	03-5654-9586
外来種	葛飾区環境課自然環境係	03-5654-8237
自然環境レポーター	葛飾区環境課自然環境係	03-5654-8237
カンタンボランティア	葛飾区環境課自然環境係	03-5654-8237
水元かわせみの里	水元かわせみの里	03-3627-5201
葛飾区生物多様性推進協議会	葛飾区環境課自然環境係	03-5654-8237

取組3：生物多様性に関する情報収集・普及啓発

個別施策2 普及啓発活動

広報活動や企業等との連携を強化し、普及啓発活動を推進します。

(1) 普及啓発活動の現状と課題

自然環境に関する普及啓発活動は、広く区民を対象としたホームページや広報かつしか等による広報活動、かつしか環境・緑化フェア等のイベントの開催、小中学生を対象とした環境学習用教材「エコかつ」の配布、水元かわせみの里水辺のふれあいルームによる自然学習講座の開催等により行っています。

また平成25年3月に「生物多様性かつしか戦略」を推進するための組織として、区は、区民、市民活動団体、事業者等が参加する葛飾区生物多様性推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置しました。協議会には、自主的に活動している「かつしか生きものトランプ部会」、「小さな水田普及啓発部会」、「かつしか生きもの調査部」の3部会があり、小学校を中心に出席授業等を行ったり、区民向けのイベントを開催したりするなど、協働で普及啓発活動を行っています。

なお、3部会の個別施策については、次項以降で示します。

(2) 現状の主な活動

1. 協議会による普及啓発活動の実施（継続実施）
<ul style="list-style-type: none">● 協議会は、かつしか生きものトランプ部会等の3部会による活動の他、広報活動や自然環境イベント開催、普及啓発資料の作成等を行っています。 ◇区民、市民活動団体、事業者、東京都、葛飾区● 校長会に3部会の出席授業を紹介し、小中学校の出席授業の広報活動を行い、実施学校の拡大を図っています。 ◇環境課、教育委員会
2. イベントによる普及啓発活動の実施（継続実施）
<ul style="list-style-type: none">● かつしか環境・緑化フェアに参加し、市民活動団体等が活動内容の紹介や体験コーナー等の活動を行っています。 ◇市民活動団体、協議会、環境課● 親子自然観察会や講演会や報告会等の普及啓発活動を行っています。 ◇区民、市民活動団体、環境課
3. 出席授業の実施（継続実施）
<ul style="list-style-type: none">● 座学や体験を通じて自然環境を学べるよう小学校を中心として出席授業を実施しています。 また、全小中学校に環境学習用教材「エコかつ」を配布し、自然環境保全の普及啓発に活用しています。 ◇環境課、教育委員会

4. 水元かわせみの里による普及啓発活動の実施（継続実施）
<ul style="list-style-type: none"> ● 水元かわせみの里水辺のふれあいルームでは、自然学習講座を開催しています。 ◇環境課、事業者(受託業務)

◇：活動の主体 □：関連活動

(3) 今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

1. 協議会による普及啓発活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の基礎知識や保全活動の案内等の情報誌を発行します。新規の「(仮称)生物多様性だより」の発行や既存の「水辺のふるさとかつしか」等の発行物に協議会のコーナーを設けることを検討します。外来種駆除活動や希少種の里親制度の広報を推進します。 ◇協議会、環境課 ● 協議会の活動は、自治体や大学、企業、市民活動団体等との連携を強化するよう、関係機関との調整を積極的に行います。 ◇協議会、環境課
2. 水元かわせみの里による普及啓発活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 水元かわせみの里で開催している自然学習講座や、ボランティア活動の受け入れ、学校等の団体利用を推進します。生物多様性等の取組を展示、紹介します。 ◇環境課（委託事業）

◇：活動の主体 □：関連活動

(4) 各主体が行う活動

主な活動	区民	団体 ※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
1. 協議会による普及啓発活動：情報誌発行				○		○
1. 協議会による普及啓発活動：連携強化				○	○	○
2. 水元かわせみの里による普及啓発活動			○			○

※1 「団体」は市民活動団体を示します。

(5) 各活動のロードマップ（R：元号の令和 後期：R9～13年度）

活動	R5	R6	R7	R8	後期
1. 協議会による普及啓発活動：情報誌発行		+	+	○	◎
1. 協議会による普及啓発活動：連携強化	+	○	◎	◎	◎
2. 水元かわせみの里による普及啓発活動	+	○	◎	◎	◎

凡例 +：準備・調整等 ○：検討・調査・設計等 ◎：実施・運営・管理・工事等

取組3：生物多様性に関する情報収集・普及啓発

個別施策3 かつしか生きものトランプ部会による普及啓発活動

かつしか生きものトランプを通じて生息場所や珍しさの理解を深めます。

(1) かつしか生きものトランプ部会の活動の現状と課題

「かつしか生きものトランプ部会」(以下、「トランプ部会」という。)は、平成26年3月、区民が区内の生きものに興味や関心を持つように、生きものの写真を使用し、生きものの生息場所や珍しさの度合い等をわかりやすく示したトランプやイラストを作成しました。現在、小学校、保育園等からの依頼により、対象年齢に合わせて遊び方の説明と生物多様性について楽しく学べる出前授業を実施しています。

「かつしか生きものトランプ」は、区役所3階の区政情報コーナー等で、有償刊行物として300円で購入することができます。



(2) 現状の主な活動

1. 出前授業の開催

- 葛飾教育の日等を利用し、保育園や幼稚園、小学校に出前授業を行っています。年2回、校長会にて環境学習出前授業を周知し、Twitterに掲載し、依頼の少ない地域の小学校に限定し出前授業のチラシを配布しています。
◇環境課、教育委員会、トランプ部会、

2. イベントの開催

- かつしか環境・緑化フェア、子ども・子育てフェスタかつしか等のイベントに参加しています。
◇トランプ部会

3. 「かつしか生きものトランプ」の活用

- 「かつしか生きものトランプ」でミニアルバムを作成し、生きものミニ図鑑としても活用しています。
◇トランプ部会

◇：活動の主体 □：関連活動

(3) 今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

1. 出前授業の推進

- トランプ部会の紹介を3部会で連携し、年2回校長会で周知し、対象校を区内の全小学校と全学年に広げ、出前授業の拡大を図ります。
◇環境課、教育委員会、トランプ部会

2. 「かつしか生きものトランプ」の活用
<ul style="list-style-type: none"> ● スマートフォンやタブレットで一人でも遊べる「かつしか生きものトランプ」電子版の製作を検討します。 ◇環境課、トランプ部会
3. 「かつしか生きものトランプ」の更新
<ul style="list-style-type: none"> ● 生きものの調査結果等を踏まえ、珍しさの度合いや外来種等の情報を更新します。 ◇協議会

◇：活動の主体 □：関連活動

(4) 各主体が行う活動

主な活動	区民	団体 ※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
1. 出前授業の推進				○		○
2. 「かつしか生きものトランプ」の活用			○	○		○
3. 「かつしか生きものトランプ」の更新				○		○

※1 「団体」は市民活動団体を示します。

(5) 各活動のロードマップ (R:元号の令和 後期: R9~13年度)

活動	R5	R6	R7	R8	後期
1. 出前授業の推進	○	◎	◎	◎	◎
2. 「かつしか生きものトランプ」の活用		+	+	○	◎
3. 「かつしか生きものトランプ」の更新		+	○	○	◎

凡例 +:準備・調整等 ○:検討・調査・設計等 ◎:実施・運営・管理・工事等

《かつしか生きものトランプ部会の活動》



取組3：生物多様性に関する情報収集・普及啓発

個別施策4 小さな水田普及啓発部会による活動

小さな水田により稲を育てることを通して生きものの理解を深めます。

(1) 小さな水田普及啓発部会の活動の現状と課題

本区は、かつて都内有数の稲作地帯であり、水田は様々な生きものの生息場所となっていました。現在は、宅地化に伴い水田が失われてしまいました。

「小さな水田普及啓発部会」(以下、「水田部会」という。)は、バケツ等を用いた「小さな水田」を通して、児童に生物多様性を学んでもらうため、他の部会等と協働で、区立小学校に出前授業等の普及啓発活動を行っています。



(バケツを用いた小さな水田)

また、区役所屋上の見本園でバケツ水田による米づくりを行っています。

水田部会の活動とは別に、郷土と天文の博物館では、「米づくり体験教室」を行い、水元かわせみの里では、キッズボランティアがコンテナ水田で生物多様性について学んでいます。

(2) 現状の主な活動

1. 小さな水田による普及啓発活動の実施

- 東京スマイル農業協同組合の協力のもと、区立小学校の4年生を対象に種もみとバケツ水田マニュアルを配布し、バケツを用いた「小さな水田」による米づくりを行っています。

稲の育て方等について、小学校等に出前授業を行っています。

区役所屋上見本園で「小さな水田」による米づくりを行っています。

イベント等で種もみとバケツ水田マニュアルを配布しています。

◇環境課、教育委員会、東京スマイル農業協同組合、水田部会

2. 区立小学校における水田体験授業の支援

- 令和4年度に区立花の木小学校をモデル校として、東京スマイル農業協同組合の協力で約100㎡の水田を作りました。

花の木小学校では、水田部会や生きもの調査部、郷土と天文の博物館が連携し、社会科や総合的な学習の時間で水田と水田の生きものについての講座や田植えから脱穀までの体験学習の授業を行っています。

◇環境課、教育委員会、区民、東京スマイル農業協同組合、水田部会、生きもの調査部

◇：活動の主体 □：関連活動

(3) 今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

1. 小さな水田による普及啓発活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 区内小学校を対象に、「小さな水田」の出前授業を実施します。 屋上見本園等の「小さな水田」の安定的な運営体制を整備します。 ◇環境課、水田部会
2. 区立小学校に対する水田体験授業の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 花の木小学校での水田体験授業の紹介や見学会等による広報活動により、他の小学校に体験授業の意義の周知を図り、参加校を募ります。 ◇環境課、教育委員会、水田部会
3. 小さな水田による環境学習の担い手の育成
<ul style="list-style-type: none"> ● 「小さな水田普及啓発部会」の部会員をはじめとして、3部会員が出前授業で講師として指導やその補助ができるように、部会員のレベルアップを図る育成講座を実施します。（新規） ◇環境課、水田部会

◇：活動の主体 □：関連活動

(4) 各主体が行う活動

主な活動	区民	団体 ※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
1. 小さな水田による普及啓発活動の推進		○	○	○		○
2. 区立小学校に対する水田体験授業の推進				○		○
3. 小さな水田による環境学習の担い手の育成				○		○

※1 「団体」は市民活動団体を示します。

(5) 各活動のロードマップ（R：元号の令和 後期：R9～13年度）

活 動	R 5	R 6	R 7	R 8	後期
1. 小さな水田による普及啓発活動の推進	+	+	○	○	◎
2. 区立小学校に対する水田体験授業の推進	+	+	○	○	◎
3. 小さな水田による環境学習の担い手育成	+	○	○	○	◎

凡例 +：準備・調整等 ○：検討・調査・設計等 ◎：実施・運営・管理・工事等

取組3：生物多様性に関する情報収集・普及啓発

個別施策5 生きもの調査部による普及啓発活動

生きもの調査を通じて、生きものの理解を深めます。

(1) 生きもの調査部の活動の現状と課題

「かつしか生きもの調査部」(以下、「生きもの調査部」という。)では、市民参加型イベントとして生物調査を行い、生物相の現状把握と外来種の駆除を行っています。

また、外来種について解説した下敷きを小学4年生に配布するなど在来種の保全と外来種の駆除に対する普及啓発活動を行っています。

生きもの調査部による区民を対象とした生物調査と外来種の駆除や親子を対象とした昆虫標本づくり等のイベントは、年間3～4回程度と回数も少なく、活動地域も限られています。

学校教育等と連携し、生きものに触れ合える機会を広げる必要があります。



(調査と外来種の駆除)

(2) 現状の主な活動

1. 市民参加型イベントの実施

- 区内において、毎年1回、小学生を中心とした生きもの調査と親子を対象とした昆虫標本づくりを実施しています。
◇環境課、生きもの調査部

2. 小学校向け出前授業

- 葛飾教育の日等を利用し、小学校の敷地内の生きものについて、観察と解説を行っています。
◇環境課、教育委員会、生きもの調査部

3. 特定外来生物啓発用資料(下敷き)の配布

- 外来種の解説を記載した下敷きを、平成28年度に作成しました。作成した下敷きは、区内全校の小学校4年生に毎年配布しており、またかつしか環境・緑化フェア等のイベント等でも配布しています。
◇環境課、教育委員会、生きもの調査部

◇：活動の主体 □：関連活動

(3) 今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

1. 市民参加型イベントの開催
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもから大人まで幅広い世代の方が生きものと触れ合うことができるイベントを開催します。体験を通して学ぶことで、生物多様性の普及啓発と醸成を図ります。 <p>◇環境課、生きもの調査部</p>
2. 出前授業の開催
<ul style="list-style-type: none"> ● 定例校長会を通じて区内の小中学校全域に出前授業の宣伝を行い、児童が生物多様性について学び、身近な生きものとの触れ合いの面白さに興味や関心を持てるように出前授業を実施します。 <p>◇環境課、教育委員会、生きもの調査部</p>
3. 外来生物に関する普及啓発
<ul style="list-style-type: none"> ● 区内の外来種についてまとめた資料等を作成し配布するなど、外来種に関する認識を広げ、生物多様性に関する理解を深めるための活動を行います。 <p>◇環境課、生きもの調査部</p>

◇：活動の主体 □：関連活動

(4) 各主体が行う活動

主な活動	区民	団体 ※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
1. 市民参加型イベントの開催	○			○		○
2. 出前授業の開催				○		○
3. 外来生物に関する普及啓発				○		○

※1 「団体」は市民活動団体を示します。

(5) 各活動のロードマップ（R：元号の令和 後期：R9～13年度）

活 動	R 5	R 6	R 7	R 8	後期
1. 市民参加型イベントの実施	○	○	◎	◎	◎
2. 出前授業の実施	+	○	◎	◎	◎
3. 外来生物に関する普及啓発	+	○	○	◎	

凡例 +：準備・調整等 ○：検討・調査・設計等 ◎：実施・運営・管理・工事等

取組４：自然環境を守り、育てる担い手の育成

将来像（望ましい姿）

学校では、ビオトープや小さな水田が設置され、生きものの観察や稲作等の体験学習を通じて、子どもたちが自然に親しみを感じています。

自然環境について、座学の学習から体験学習や実践活動までの一連の過程により人材育成が行われています。

自然と触れ合いながら、自然環境の大切さを学べる環境が整えられ、自然環境を守り、育てる担い手が育成されています。

取組４：自然環境を守り、育てる担い手の育成の目標

自然環境レポーター登録者数	前期末	50名	後期末	60名
自然環境学習プログラム	後期末までに整備完了			

個別施策１ 自然環境保全の担い手の育成の活動

個別に個々の担い手育成の活動の連携を図ります。

（１）自然環境保全の担い手の育成の現状と課題

自然環境保全の担い手の育成は、小中学校を対象にした環境学習用教材「エコかつ」の活用や出前授業の実施、水元かわせみの里でのボランティア活動やカンタンボランティアの活動、区民を対象とした「自然“感”察指導員養成講座」等により、行われています。

これらの自然環境保全の担い手の育成は、個別に実施され、相互に連携した体系的な活動にはなっていません。

自然環境保全の担い手の育成の活動は、担い手の育成の制度の整備と合わせて、個別の活動間で連携を図りながら行う必要があります。



環境学習用教材
「エコかつ」

（２）現状の主な活動

1. 学校教育における担い手の育成（環境学習用教材「エコかつ」の活用）

- 学校教育において児童、生徒が環境問題の基礎知識を学べるよう、区内の全小中学校に環境学習用教材「エコかつ」を配布し、自然環境の学習に活用しています。
◇環境課、教育委員会
- 協議会の各部会は、区内の小学校を対象に出前授業を実施しています（継続実施）。
◇環境課、教育委員会、協議会

<p>2. イベントによる担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● かつしかっ子探検隊や親子自然観察会等のイベントにより、担い手の育成をしています（継続実施）。 ◇環境課
<p>3. 環境講座・研修会等による担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境レポーターやカンタンボランティア等を対象に研修会や学習会を開催し、自然環境保全の担い手を育成しています。 ◇環境課 ● 「自然“感”察指導員養成講座」の開催と修了者によるイベント講師としての活躍の場の提供により、担い手の育成をしています。 ◇環境課
<p>4. ボランティア活動による担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下のような自然環境保全のためのボランティア活動があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・水元かわせみの里の管理運営や活動を支援するボランティア ◇環境課、事業者（管理運営業務の受託者）、区民 ・「カンタンの里」の環境管理を行うカンタンボランティア ◇環境課、区民 ・メダカの里親となり飼育をするボランティア ◇環境課、区民 ・都立水元公園において外来種の駆除活動を行うボランティア ◇ボランティア・センター（※）、区民

◇：活動の主体 □：関連活動

※：葛飾区社会福祉協議会ボランティア・地域貢献活動センター

(3) 今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

<p>1. 環境学習用教材「エコかつ」の活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 温暖化対策やリサイクル等と連携を図り出前授業を実施します。（継続実施） ◇環境課 他
<p>2. 環境講座・研修会等による担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然学習講座や自然“感”察指導員養成講座により、自然環境保全の活動に参加する人や参加者を指導する担い手を育てます。 ◇環境課
<p>3. その他の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習用教材「エコかつ」の活用を推進します（継続実施）。 ◇環境課、教育委員会 ● 出前授業を実施します（継続実施）。 ◇環境課、教育委員会、協議会 ● イベント等による担い手育成を推進します（継続実施）。

◇環境課、協議会、区民

- 水元かわせみの里の受託事業で環境保全のボランティアを育成します（継続実施）。

◇環境課、事業者、区民

□取組1・個別施策2（P.10）

◇：活動の主体 □：関連活動

（４）各主体が行う活動

主な活動	区民	団体※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
1. 環境学習用教材「エコかつ」の活用推進				○		○
2. 環境講座・研修会等による担い手の育成		○		○		○

※1 「団体」は市民活動団体を示します。

（５）各活動のロードマップ（R：令和年度 後期：R9～13年度）

活動	R5	R6	R7	R8	後期
1. 環境学習用教材「エコかつ」の活用推進	+	○	○	◎	◎
2. 環境講座・研修会等による担い手の育成				+	○◎

凡例 +：準備・調整等 ○：検討・調査・設計等 ◎：実施・運営・管理・工事等



（自然環境レポーターへの研修会の様子）

取組 4 : 自然環境を守り、育てる担い手の育成

個別施策 2 自然環境保全の担い手の育成の制度の整備

自然環境保全の担い手育成の制度を体系的に整備します。

(1) 自然環境保全の担い手の育成の制度の現状

自然環境保全活動の担い手の育成は、自然“感”察指導員養成講座や自然学習講座で行われています。自然“感”察指導員養成講座の修了者は、自然環境レポーターの研修会の講師を務めるなど、個別の事業間で自然環境保全活動が行われています。また、水元かわせみの里では、ボランティア活動を通じて担い手の育成が行われています。

しかし、担い手の育成の活動が、制度として連携していないため、意欲や知識、経験のレベルに対応していません。

(2) 現状の主な活動

1. 自然環境保全の担い手の育成の制度

- 自然環境レポーターの登録者数は、令和4年度現在38名です。
◇区民、環境課、協議会
- 環境講座「自然“感”察指導員養成講座」（平成28年度まで実施）の修了者により、かつしかっ子探検隊、鳴く虫の女王「カンタン」と秋に鳴く虫を聴く会等の環境学習イベントの開催や自然環境レポーターの研修会が開催しています（継続実施）。
◇環境課、区民、協議会
- 水元かわせみの里では、施設の管理運営業務の中で、ボランティア活動の参加を通して自然環境保全活動の担い手の育成が行われています（継続実施）。
◇環境課、事業者
□取組1・個別施策2（P.10）

2. 自然環境保全活動の支援制度

- ボランティア団体の設立や運営に関する支援を行っています（継続実施）。
◇ボランティア・センター（※）
- 市民活動団体等に対するボランティア保険の加入支援等の助成を行っています（継続実施）。
◇環境課

◇：活動の主体 □：関連活動

※：葛飾区社会福祉協議会ボランティア・地域貢献活動センター

(3) 今後の主な活動（継続実施の活動は、前項（2）を御覧ください。）

1. 自然環境保全活動の担い手の育成の制度の整備
<p>● 自然環境レポーターやカンタンボランティア、自然“感”察指導員養成講座の修了者等が、体系的に知識や経験を積み、自然環境保全の担い手や担い手の指導者となれるよう体系的な制度を整備します。</p> <p>環境カウンセラー（環境省の登録制度）、技術士（文部科学省の認定資格）、自然観察指導員（公益財団法人日本自然保護協会の登録制度）等の制度を取り入れて、担い手の育成の制度を整備します。</p> <p>自然環境レポーターの登録者数を前期末で50名、後期末で60人に増やします。</p> <p>◇環境課、区民、協議会 □取組3・個別施策1（P.30）</p>
2. 自然環境保全活動の支援制度の整備
<p>● NPO法人等の市民活動団体の設立や運営等の支援や消耗品や交通費等の実費や謝金等の経済的な支援制度を整備します。</p> <p>◇環境課、協議会、市民活動団体</p>
3. その他の活動
<p>● 水元かわせみの里におけるボランティアの育成制度の整備は、上記の支援制度が整備されるまでは、受託事業者の創意工夫により整備します（令和9年度以降に検討着手）。</p> <p>◇環境課、事業者（委託業務） □取組1・個別施策2（P.10）</p>

◇：活動の主体 □：関連活動

(4) 各主体が行う活動

主な活動	区民	団体 ※1	事業者	協議会	他自治体	葛飾区
自然環境保全の担い手の育成の制度の整備				○		○
自然環境保全活動の支援制度の整備				○		○

※1 「団体」は市民活動団体を示します。

(5) 各活動のロードマップ（R：令和年度 後期：R9～13年度）

活 動	R 5	R 6	R 7	R 8	後期
自然環境保全の担い手の育成の制度の整備			+	○	○◎
自然環境保全活動の支援制度の整備			+	○	◎

凡例 +：準備・調整等 ○：検討・調査・設計等 ◎：実施・運営・管理・工事等

第3章 実行計画の推進

1. 実行計画の推進体制

葛飾区は、「生物多様性かつしか戦略」（第1次）を推進する組織として、2013（平成25）年3月に区民、市民活動団体、事業者、行政等を会員とする協議会を設置しました。

協議会は、実行計画においても計画の推進を担当します。協議会の事務局は、環境課に設置され、庁内の関係各課をとりまとめるとともに、東京都や埼玉県等との連携を図り、また、区内の産業団体や大学、NPO等をはじめとする各団体との交流ネットワークづくりに取り組み、実行計画を「オールかつしか」で推進します。

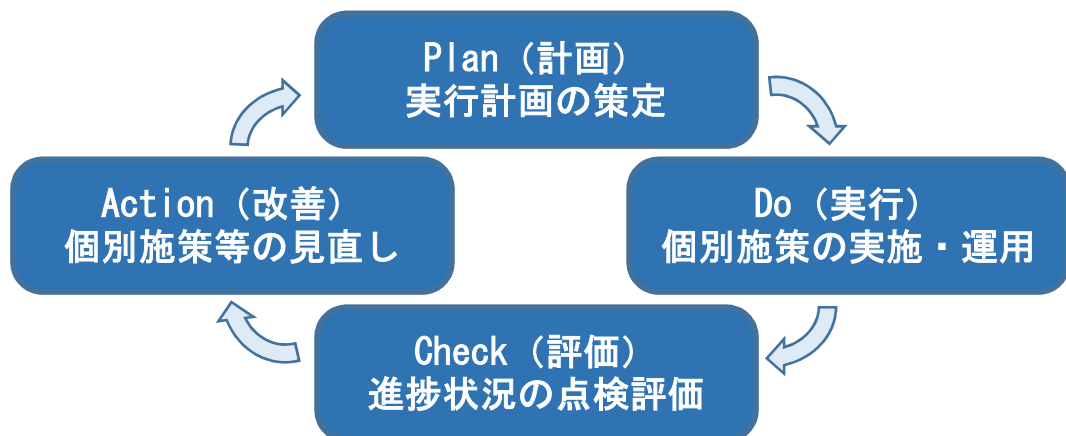
2. 進捗管理

実行計画の進捗管理は、PDCAサイクルで行い、各個別施策について、実行、評価、改善、計画を繰り返し、計画を改善していきます。実行計画の計画年度は、令和5年度から令和13年度までの9年間で、このうち2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間を前期、2027（令和9）年度から2031（令和13）年度までの5年間を後期としています。必要に応じて後期の活動内容等を見直します。

進捗管理は、協議会と実際に活動する各部会が中心になって行い、1年間の活動の成果（評価）は、協議会の年次総会で報告します。

また、区的环境関係に関する計画の進捗管理や見直しについて審議する「環境審議会」とも連携し、進捗管理を行います。

今後も、継続的にPDCAサイクルによる進捗管理を実施する中で、国や東京都の関連計画等の策定の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて実行計画の取組や個別施策、目標や活動の内容を見直します。



PDCAサイクルによる進捗管理

資料編

計画策定の経過

(1) 「第2次生物多様性かつしか戦略」実行計画策定委員会の開催状況

開催回数	開催日程	主な審議内容
第1回	令和4年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次生物多様性かつしか戦略実行計画概要について 葛飾区の生物多様性に関する状況について 第2次生物多様性かつしか戦略で定めた四つの取組を実行するために必要なことについて各策定委員にアンケートを実施することを決定
第2回	令和4年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体の実行計画を参照 各策定委員アンケート結果報告 アンケート結果から四つの取組の実行計画の検討
第3回	令和5年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> 四つの取組の各実行計画施策について決定 四つの取組の各実行計画の工程の検討・確認 四つの取組以外の構成及び記載についての検討・確認
第4回	令和5年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次生物多様性かつしか戦略実行計画素案の検証 今後の第2次生物多様性かつしか戦略実行計画策定の進め方について
第5回	令和5年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次生物多様性かつしか戦略実行計画において記載する活動の検討・確認
第6回	令和5年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次生物多様性かつしか戦略実行計画最終案の決定

(2) 葛飾区関係各課との意見交換会

区	開催日程	主な審議内容
<ul style="list-style-type: none"> 産業経済課（経済企画係） 観光課（観光担当係） 環境課 （緑と花のまち推進係） リサイクル清掃課 （ごみ減量推進係） 道路補修課（街路樹係） 公園課 郷土と天文の博物館 	令和4年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次生物多様性かつしか戦略実行計画策定にあたって、策定委員からのアンケートにあった各課への質問と関係各課からの回答 各課で実施している生物多様性に関する事業についての説明 自然環境保全等に関して策定委員と関係各課との意見交換
<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会指導室（指導主事） 教育委員会生涯学習課 （区民大学係） 	令和5年1月23日	

(3) 策定委員・葛飾区生物多様性推進協議会アンケート

項目	策定委員 (10名)	葛飾区生物多様性推進協議会員 (55名)
調査期間	<p>1回目調査 ※必要だと思う具体的な取組について 令和4年10月12日 ～令和4年10月21日</p> <p>2回目調査 ※実行計画素案に関するご意見について 令和5年1月23日 ～令和5年1月30日</p>	<p>1回目調査 ※必要だと思う具体的な取組について 令和4年10月21日 ～令和4年11月3日</p> <p>2回目調査 ※実行計画素案に関するご意見について 令和5年2月7日 ～令和5年2月13日</p>
主な意見	<p>1回目調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水元小合溜の自然環境の保全について検討をするべき。 ・奥戸一丁目鬼塚公園「カンタンの里」の保全を進めてほしい。 ・在来種保護のため、外来種を駆除できるといい。 ・SNSを利用して外来種の情報等を区民に普及啓発するべき。 <p>2回目調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来像やロードマップについては、数値を用いて具体的なものとするべき。 ・アメリカザリガニとアカミミガメの条件付特定外来生物の指定についてコラムを掲載するべき。 ・(1)～(7)の内容がストーリーとなるように体裁を整える。 	<p>1回目調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葛飾あらかわ水辺公園の再整備を進めてほしい。 ・アレチウリの駆除を行ってほしい。 ・メダカ等の在来種を守っていくべき。 ・区民が参加して、外来種の駆除や自然環境の保全が行えるといい。 <p>2回目調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来種と特定外来生物に関するコラムを掲載するべき。 ・将来像は区民にどのようなメリットがあるのかについて記載できるといい。 ・イラストや写真を用いて、カンタンに関するコラムを掲載してほしい。

(4) 学識経験者矢後策定委員との区内自然環境スポット巡り

参加者	開催日程	訪問場所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 矢後策定委員 (東京大学総合研究博物館講師) ・ 市原策定委員 ・ 葛飾区環境課事務局員 (2名) 	令和4年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 怪無池 ・ 水元小合溜 ・ ごんぱち池 ・ 水元かわせみの里 ・ 水元さくら堤 ・ 奥戸一丁目鬼塚公園「カンタンの里」 ・ 青戸南自然の広場 ・ 郷土と天文の博物館

第2次生物多様性かつしか戦略実行計画策定委員会 委員名簿

区分	氏名	所属
学識経験者	矢後 勝也	東京大学 総合研究博物館 講師
葛飾区生物多様性推進協議会会員	赤澤 豊 (座長)	一般社団法人 生物多様性保全協会 代表理事 葛飾区生物多様性推進協議会 会長
	市原 みずよ	NPO法人 水元ネイチャープロジェクト 理事長 葛飾区生物多様性推進協議会 副会長
	中島 幸一	かつしかむしむしわーど 葛飾区生物多様性推進協議会 副会長
	佐々木 定治	葛飾区自然環境レポーター 葛飾区生物多様性推進協議会 副会長
	藤井 俊之	葛飾区緑化推進協力員会 顧問
	深尾 智美	かつしかむしむしわーど
	深尾 香織	かつしか生きものトランプ部会
	齊藤 悠	かつしか生きもの調査部 部会長
	芝原 達也	小さな水田普及啓発部会 副部会長

※任期は2022（令和4）年8月1日から2023（令和5）年6月30日

【写真をご提供いただいた方々】（50音順）

- 市原 みずよ 様
 - 齊藤 悠 様
 - 下山田 隆 様
-

本資料に掲載した写真のうち、上記の提供写真以外のものは、葛飾区所有のものです。

第2次生物多様性かつしか戦略実行計画
発行日：2023（令和5）年6月
発行：葛飾区
〒124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1
電話 03-3695-1111（代表）
<https://www.city.katsushika.lg.jp/>
編集：葛飾区環境部環境課

